

【2024 年第 13 号】

知的財産所得に対する

「パテントボックス」税制優遇措置

2024 年 10 月 14 日

區 雅晴 CARRIE AU

香港法人営業部
アドバイザー室

T +852-2823-6091
E CARRIE_NC_AU@HK.MUFG.JP

株式会社 三菱 UFJ 銀行
MUFG Bank, Ltd.
(Incorporated in Japan with limited liability)
A member of MUFG, a global financial group

香港における知的財産(以下 IP)の創出・使用・取引を促進するため、香港政府は IP 所得に対する税制優遇措置(以下「パテントボックス」)の税制改正を行った。適格特許、植物品種権、ソフトウェアに付与された著作権に由来する適格所得に対する税率は通常の 16.5%から 5%に引き下げることが可能になった。本稿では、香港におけるパテントボックスに関する仕組みおよび企業が留意すべき要点について解説する。

1. 背景

多くの国や地域では産業および研究開発セクター、クリエイティブ産業の発展を促し、パテントボックス優遇措置が設けられているなか、香港でも「2023 年度施政方針」および「2023-24 年度香港財政予算案」を通じて IP 取引の発展が重要な政策として推進されている。これにより 2024 年 7 月 5 日、香港におけるパテントボックスの税制改正が施行された。競争力を高めるため、香港以外の類似税制の税率¹を考慮し、香港における優遇税率は 5%に設定された。

2. パテントボックスの仕組み(抜粋)

パテントボックス優遇措置の概要は以下である。

概要	
要件	<ul style="list-style-type: none">以下すべての要件を満たす必要あり<ul style="list-style-type: none">i. 適格者であること(後述)ii. 適格 IP から得られる所得であることiii. 書面による申請が必要
適格者	<ul style="list-style-type: none">適格 IP による適格 IP 所得を受け取る権利を有する者適格者は適格 IP の所有者である必要はなく、例えば、適格 IP の所有者から特許使用権を取得した後、特許所得を得る目的で他者に IP を使用させた場合、その特許使用権の所持者は適格者に該当

¹ ルクセンブルク 4.99%、アイルランド 10%、イスラエルは 5%から 16%、韓国は 4.5%から 18%、シンガポールは 5%または 10%

適格IP	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 研究開発活動から生じる以下いずれかの IP <ul style="list-style-type: none"> i. 適格な特許(香港の場合は特許条例(第 514 章)に基づき受理された特許出願、香港以外の場合は現地特許庁で出願したうえで、香港で標準特許出願または短期特許出願の提出が求められる) ii. 適格な植物品種権 iii. 香港の著作権条例(第 528 章)または香港以外の法律に基づくソフトウェアに関する著作権 																		
対象所得	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 適格 IP の使用または使用権からの収入 ▪ 適格 IP の売却収入(資本性の IP は非課税) ▪ 商品またはサービス売上のうち、適格 IP に帰属する部分 ▪ 適格 IP に関連して受け取った保険、損害賠償、補償金 																		
対象所得の 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 優遇措置が適用される所得に関しては、優遇適用範囲を決定するためにネクサス・アプローチが適用される ▪ ネクサス・アプローチによる優遇適用範囲の所得額 = 適格 IP 所得から獲得した利益 × 研究開発比率※ <p>※研究開発比率 = $\frac{\text{適格知的財産権に直接関連する研究開発費} \times 130\%}{\text{知的財産を研究開発するために支出した全経費}}$</p>																		
適格IPの 開発費用	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 優遇措置が適用される所得に関連する活動が香港経済活動に利益をもたらすことを確保するため、研究開発費は、適格支出と不適格支出に分類される <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">以下活動から由来する研究開発費※</th> <th style="text-align: center;">適格</th> <th style="text-align: center;">不適格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適格者が行う研究開発活動</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適格者が関係のない第三者に委託した研究開発活動</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適格者が香港居住の関係者に委託した香港で行う研究開発活動</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適格者が香港居住の関係者に委託した香港以外で行う研究開発活動</td> <td></td> <td style="text-align: center;">✓</td> </tr> <tr> <td>適格者が香港非居住の関係者に委託した研究開発活動</td> <td></td> <td style="text-align: center;">✓</td> </tr> </tbody> </table> <p>※利息の支払い、土地や建物の取得、建物の改築、増築、増改築のための支払いは、適格支出とはみなされない。</p>	以下活動から由来する研究開発費※	適格	不適格	適格者が行う研究開発活動	✓		適格者が関係のない第三者に委託した研究開発活動	✓		適格者が香港居住の関係者に委託した香港で行う研究開発活動	✓		適格者が香港居住の関係者に委託した香港以外で行う研究開発活動		✓	適格者が香港非居住の関係者に委託した研究開発活動		✓
以下活動から由来する研究開発費※	適格	不適格																	
適格者が行う研究開発活動	✓																		
適格者が関係のない第三者に委託した研究開発活動	✓																		
適格者が香港居住の関係者に委託した香港で行う研究開発活動	✓																		
適格者が香港居住の関係者に委託した香港以外で行う研究開発活動		✓																	
適格者が香港非居住の関係者に委託した研究開発活動		✓																	
適用開始時期	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 2023 年 4 月 1 日以降に開始する課税年度 																		

3. まとめ

香港政府はパテントボックススキームの使い勝手向上のため、優遇措置を受けられる IP の範囲を広く設定している。関係のない第三者に研究開発を委託して発生した費用でも、香港で行われる限りネクサス・アプローチによる優遇適用の計算対象に含まれる。また、適格として認められる所得は香港にて登録された IP のみならず、海外で登録された IP によって発生した香港オンショア所得でも対象となる。海外の特許と植物品種権は香港にて再登録が求められるが、法案の施行日から 24 ヶ月の猶予期間が設けられているため、現在海外にて登録した特許は 2026 年 7 月 5 日までに香港での標準特許出願または短期特許出願を完了すればよいことになる。さらに、優遇税制適用の手続きは書面申請となっており、申請年度以降のすべての年度に適用されることになる。ただし、申請は取り消すことができない。

企業にとって注意すべき点は、IP 所得の源泉によって法人税の取り扱いが異なることだ。本政策の目的は香港における IP 育成の奨励であり、優遇税率 5%が適用されるのは香港オンショアで運用して得た適格所得に限られる。海外所得の場合、香港では原則非課税になる一方、近年欧州連合(EU)のガイダンスに応える形で税制改正がなされた

FSIE 制度²が適用されることになる。経済的実体要件を問わずネクサス・アプローチにおいて免税対象としてみなされない額は、全額が通常法人税率の 16.5%となる。

最も懸念されることは、OECDにおける BEPS2.0 の第 2 柱構想に基づくグローバルミニマム課税の導入動向であるといえる。香港では昨年の財政予算案の発表時において、対象となる多国籍企業グループに対し 15%のグローバルミニマム税率を 2025 年から採用すると言及された。対象となる多国籍企業グループにおける香港企業の実効税率が 15%未満の場合、15%と負担税率の差を上乗せし課税されるのが原則だ。現状、香港独自のフレームワークが発表されておらず救済措置が設けられるかは不明だが、パテントボックス等のような税制優遇を利用する企業は、実効税率が 15%を下回ること追徴課税される可能性が十分にあることを示唆している。本年度下期に立法会にて議論される予定の関連法案に注意を払う必要がある。

本パテントボックスの新設に伴い、香港現法で優遇を適用したい場合、香港税務の専門家に相談のうえ優遇措置適用の計算、潜在的な課税リスクの洗い出し等を行う必要があるだろう。また、香港以外のグループ拠点が知的財産権を所持している場合、地域間の優遇措置を照らし合わせながら、保有資本構成の見直しの可能性もあり得るだろう。引き続き香港の関連税制に関する規制動向に注目したい。

以上

² FSIE (Foreign-sourced Income Exemption) 制度: 2023 年 1 月 1 日より多国籍企業グループの構成企業においては、オフショア受動所得の一部が課税されることになる。免税要件を満たしたオフショア受動所得のみ非課税の対象になる。

	発行日	タイトル
2024 年第 12 号	2024/7/18	AI 利用の個人情報保護の枠組み
2024 年第 11 号	2024/7/11	香港政府 水素発展戦略を発表
2024 年第 10 号	2024/6/24	仏山市南海区における水素エネルギー発展動向

当室が発行した過去のニュースフォーカスについて、以下のリンクよりご参照：

(日本語) https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/Archive_JPN.pdf

(英語) https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/Archive_ENG.pdf

- These materials have been prepared by MUFG Bank, Ltd. (“the Bank”) for information only. The Bank does not make any representation or warranty as to the accuracy, completeness or correctness of the information contained in this material.
- Neither the information nor the opinion expressed herein constitute or are to be construed as an offer, solicitation, advice, or recommendation to buy or sell deposits, securities, futures, options or any other financial or investment products. The Bank [MUFG Bank] is a licensed bank regulated by the Hong Kong Monetary Authority and registered with the Securities and Futures Commission to carry out Type 1 and Type 4 regulated activities in Hong Kong.
- All views herein (including any statements and forecasts) are subject to change without notice, its accuracy is not guaranteed; it may be incomplete or condensed and it may not contain all material information concerning the parties referred to in this material. None of the Bank, its head office, branches, subsidiaries, and affiliates are under any obligation to update these materials.
- The information contained herein has been obtained from sources the Bank believed to be reliable, but the Bank does not make any representation or warranty nor accept any responsibility or liability as to its accuracy, timeliness, suitability, completeness, or correctness. Therefore, the inclusion of the valuations, opinions, estimates, forecasts, ratings, or risk assessments described in this material is not to be relied upon as a representation and / or warranty by the Bank. The Bank, its head office, branches, subsidiaries and affiliates and the information providers accept no liability whatsoever for any direct or indirect loss or damage of any kind arising out of the use of all or any part of these materials.
- Historical performance does not guarantee future performance. Any forecast of performance is not necessarily indicative of future or likely performance of any product mentioned in this material.
- The Bank retains copyright to this material and no part of this material may be reproduced or re-distributed without the written permission of the Bank and the Bank, its head office, branches, subsidiaries, or affiliates accepts no liability whatsoever to any third parties resulting from such distribution or re-distribution.
- The recipient should obtain separate independent professional, legal, financial, tax, investment, or other advice, as appropriate.

Copyright 2024 MUFG Bank, Ltd. All rights reserved.